

鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、交通空白地有償運送事業を実施する事業者に対し補助することにより、地域住民の交通手段を確保し、もって地域の福祉の向上に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通空白地有償運送 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第49条第1号に規定する運送をいう。
- (2) NPO等 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び省令第48条各号に掲げる者をいう。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において実施する運行時間を定めて運行する交通空白地有償運送に係る別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施するNPO等であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助事業を実施する意欲と能力を有すること。
- (2) 概ね地区公民館の区域以上の範囲で補助事業を実施できること。
- (3) 路線バスやJR等との接続に配慮しながら補助事業を実施できること。
- (4) 週2日以上かつ1日2便以上の運行が見込まれること。
- (5) 車両等設備整備事業については、本補助金の交付決定を受けた日から5年間は、交通空白地有償運送事業の継続が見込まれること。

(補助金の交付)

第6条 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じた同表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得られた金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表の第4欄に掲げる額を限度額とする。

(交付申請の時期)

第7条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する日の20日前までに行わなければならない。ただし、前年度に引き続き、本補助金を受けて交通空白地有償運送を行う場合は、着手後30日以内に交付申請することができるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別

表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付申請書類に添付する書類）

第8条 規則第4条の補助金等交付申請書に添付すべき同条第1号に規定する書類は鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金事業計画（報告）書（様式第1号）と、同条第2号に規定する書類は鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金収支予算（決算）書（様式第2号）とする。

- 2 規則第4条第4号に規定する書類は、補助事業の区分ごとに以下に掲げる書類とする。ただし、補助事業を同時に申請する場合は、(1)のエとオ及び(2)のウとエの重複する書類については、いずれかの申請書に1部を添付することで省略できるものとする。

(1) 運行事業

- ア 運行系統図
- イ 補助対象経費の積算内訳を記載した書面
- ウ 自家用有償旅客運送者登録証の写し
- エ NPO等の組織の概要を記載した書面
- オ その他参考となる書面（運賃表等）

(2) 車両等設備整備事業

- ア 当該車両を用いて行う運行系統図
- イ 購入(予定)車両の見積書又は契約書等の写し
- ウ 本補助金の対象となる交通空白地有償運送に使用している車両を更新する場合は、更新前の車両の交通空白地有償運送の路線を運行した年数、車齢、走行距離を明らかにした書面
- エ NPO等の組織の概要を記載した書面
- オ その他参考となる書面（車両、設備等のカタログ等）

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
（着手届の提出）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（概算払）

第11条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号に規定する書類は鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金事業計画（報告）書（様式第1号）と、同条第2号に規定する書類は鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金収支予算（決算）書（様式第2号）とする。

2 同条第3号及び第4号に掲げる書類は、補助事業の区分ごとに以下に掲げる書類とする。ただし、補助事業を同時に報告する場合は、(1)のエ及び(2)のオの重複する書類については、いずれかの報告書に1部を添付することで省略できるものとする。

(1) 運行事業

ア 運行系統図

イ 補助対象経費(実績)の積算内訳を明らかにした書面

ウ 補助対象期間における輸送人員の積算を明らかにした書面

エ その他参考となる書面

(2) 車両等設備整備事業

ア 当該車両を用いて行う運行系統図

イ 購入車両・設備等の契約書・領収書等の写し

ウ 購入車両・設備等の主要な写真

エ 自家用有償旅客運送者登録証の写し

オ その他参考となる書面

3 規則第12条の規定による実績報告は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限等）

第13条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（補助金の経理等）

第14条 本補助金の交付を受けたNPO等は、補助事業に係る経理について、補助事業以外のその他の事業の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておくものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月22日から施行し、改正後の鳥取市過疎地有償運送者支援事業費補助金交付要綱の規定は、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年2月6日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年7月16日から施行し、平成27年7月以降の補助事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に交付決定を受けた補助事業については、改正後の鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月10日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表（第4条、第6条関係）

1 事業区分	2 補助対象経費の額	3 補助率	4 補助上限額	5 備考
運行事業	交通空白地有償運送（交通空白地有償運送を予定して行う無償の試験運行及びその検証を含む。）の補助対象路線ごと（路線ごとの決算が困難な場合は、運行する交通空白地有償運送路線全体）に、営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額とする。 なお、営業費用には一般管理費を含むことができるものとし、その額は営業収益の中の運賃収入の2割を上限とする。	10／10	—	
車両等設備整備事業	主に交通空白地有償運送に用いる車両等設備の購入費で主に以下に掲げるものとする。 (1) 車両（登録諸経費、当該交通空白地有償運送の円滑な運行の確保のため、必要と認められる付属品（冬用タイヤ、車体表示、運賃箱等）の購入費を含む。） (2) その他市長が費用と認める経費	10／10	4,500千円	次のいずれかに該当する場合の車両等設備の購入を対象とする。 (1) 新たに交通空白地有償運送を行う場合 (2) 運行事業の補助対象となる運行系統の増便、路線の新設及び延伸に伴い増備する場合 (3) 補助対象路線を3年以上運行し、かつ、原則車齢10年以上又は走行距離10万キロメートル以上となった車両を更新することを市長が適当と認める場合

注）「営業収益」及び「営業費用」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第二表に規定する「運送収入」及び「運送費用」をいう。

様式第 1 号（ 8 条、 1 2 条関係）

年度鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金事業計画（報告）書

1 運行事業

（ 1 ） 運行事業に係る運行系統の概要（単位：回、km）

申請 番号	運行系統				1 日あたり 平 均 運行回数	系 統 キロ程	年 間 走 行 キ ロ
	系統名	起点	主な 経由地	終点			

（ 2 ） 補助対象経費の算出（単位：円）

申請 番号	営業費用 (ア)	営業収入 (イ)	欠損額 (ウ) = (ア) - (イ)	補助対象経費 (エ) = (ウ)
合 計			円	—

（ 3 ） 補助金を申請する運行系統数及び補助金交付申請額（単位：本、円）

補 助 対 象 系統数	補助対象経費 (エ)	左の内訳
		市補助金交付申請(決定)額 (オ) = (エ)

2 車両等設備整備事業

(1) 車両購入事業計画(報告)

(単位:円)

申請 番号	運 行 事 業 補 助 金 申 請 系 統 番 号	当該車両を用いて 運行する系統			購入計画(実績)			
		系統名	起点	終点	数量 (台)	単 価	購入(予定)額	購 入 (予定) 年月日
合計額(カ)							円	—

(2) 車両を除く設備等の整備計画(報告)

(単位:円)

申請 番号	名 称	目 的	数量	単 価	購入(予定)額	購 入 (予定) 年月日
合計額(キ)					円	—

(3) 車両等設備整備事業申請額

(単位:円)

補助対象経費(ク) (カ)、(キ)の合計額と450 万円のいずれか少ない方 の額)	左の内訳
	市補助金交付申請(決定)額 (ケ) = (ク) × 10/10

3 交通空白地有償運送補助金交付申請額(運行事業及び車両等設備整備事業)

補助対象経費の額(コ) (エ) + (ク)	市補助金交付申請(決定)額 (オ) + (ケ)
円	千円

注1 消費税の取扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

様式第 2 号（第 8 条、12 条関係）

年度鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金収支予算（決算）書
（収入）

区 分	予算（決算）額	備 考
市補助金	円	
県補助金	円	
運賃収入	円	
その他	円	
合 計	円	

（支出）

区 分	予算（決算）額	備 考
運転手人件費	円	
燃料油脂費	円	
修繕費	円	
減価償却費	円	
保険料	円	
施設使用料	円	
自動車リース料	円	
施設賦課税	円	
一般管理費	円	
その他	円	
合 計	円	

※別紙「運送費用の科目」を参照

(別紙)

運送費用の科目

科 目	概 要	例
人件費	交通空白地有償運送に従事する者の人件費	給与、手当、賞与、退職金、厚生福利費
燃料油脂費	交通空白地有償運送用自動車に関する燃料費及び油脂費	軽油費、LP ガス費、油脂費など
修繕費	交通空白地有償運送事業用固定資産の修繕に関する費用	車両修繕費、建物建築物修繕費など
減価償却費	交通空白地有償運送事業用固定資産に関する減価償却費	車両減価償却費、建物建築物減価償却費など
保険料	交通空白地有償運送事業用固定資産及び運送に関する諸保険料	自動車損害賠償保険料、建物火災保険料など
施設使用料	交通空白地有償運送事業用固定資産に関する使用料	借地料、借家料など
自動車リース料	交通空白地有償運送事業用自動車及びその付属品に関するリース料	メンテナンスリースの場合の整備料を含む
施設賦課税	交通空白地有償運送事業用固定資産に関する租税	固定資産税、自動車重量税、自動車税など
その他	交通空白地有償運送に関する経費で他の科目に属さないもの	水道光熱費、通信運搬費、旅費、講習受講費、運行管理用の通信機器等（電話機、パソコン等）、通信費（運行管理用電話料金等）、各種調査費（運行実態調査、住民意向調査等）など

様式第 3 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

所 在 地
団 体 名
代表者名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第受 第 号で交付決定のあった鳥取市交通空白地有償
運送者支援事業費補助金について、鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金交付要綱第 1
2 条第 5 項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であり、適格請求書発
行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額
がない。
☐ 2 割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）によ
り申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
☐ 公益法人等であり、特定収入割合が 5 % を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消
費税の仕入控除税額がない。
☐ その他 ()
- 6 添付資料
(1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第
1 表）の写し
(2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
(4) 特定収入割合がわかる書類